

通級による指導の手引〔新訂版〕

～ 実施手続等編 ～

令和 7 年 3 月

青 森 県 教 育 委 員 会

は じ め に

我が国は、平成１９年９月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成２６年１月にこれを批准しました。同条約で提唱された「インクルーシブ教育システム」を構築するためには、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれのこどもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

そのための環境整備として、こども一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小中学校等においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが求められています。

本県における通級による指導は、平成５年度に青森市立浪打小学校他４校において開始されました。以降、平成１８年度にはＬＤ、ＡＤＨＤのある児童生徒が対象となり、さらには、平成３０年度から高等学校３校においても指導が開始され、担当する教員の専門性向上が必要となっております。

本手引の改定は、平成１２年以来２５年ぶりとなります。これまでに改定された学校教育法施行令及び学習指導要領等に合わせて改正するとともに、平成３０年に開始となった高等学校における通級による指導について加え、通級による指導を一層充実させるための資料としました。

本資料を、各市町村教育委員会等における通級による指導の円滑な実施のために御活用いただき、障がいのある幼児児童生徒が地域社会で自らの力を最大限発揮し、共生社会の一員として自立し、積極的に社会参加できるよう、体制整備の一層の充実を期待いたします。

令和７年３月

青森県教育庁学校教育課
課 長 下 山 敦 史

目 次

第1編 通級による指導の概要	1
1 「通級による指導」とは	
2 対象となる児童生徒	
3 特別の教育課程の取扱い	
4 特別の教育課程の編成に当たって	
5 通級による指導の授業時数	
6 特別の指導内容	
第2編 小・中学校における通級による指導	7
第1章 通級による指導決定のプロセス	7
1 就学先決定の仕組み	
2 通級による指導の対象となる児童生徒の就学相談に係る配慮事項	
3 通級による指導の開始及び終了	
4 指導の開始及び終了の手順	
(1) 市町村教育支援委員会	
(2) 校内委員会	
第2章 他校通級実施要綱モデル	11
1 同一市町村の場合	
2 市町村が異なる場合	
3 通級による指導における留意事項	
(1) 教育支援	
(2) 授業時数の取扱い	
(3) 指導内容等	
(4) 他校通級の取扱い	
(5) 他校通級（異なる市町村）に係る設置者間同士の協議	
(6) 通級指導担当教員と在籍学級担任との連携協力	
第3章 通級による指導の手順及び関係書類等	17
1 通級による指導開始経路図	
2 通級による指導終了経路図	
3 他校通級に係る書類様式	
4 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用	
5 通級による指導の記録	
6 指導要録の記入の仕方	
7 その他	
(1) 他校への通級の途上における児童生徒の事故について	
(2) 他校通級に要する児童生徒の交通費について	
第3編 県立高等学校における通級による指導	33
1 県立高等学校における通級による指導実施要綱	
2 県立高等学校における通級による指導実施要領	

第 1 編 通級による指導の概要

1 「通級による指導」とは

「通級による指導」とは、小・中・高等学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室等）で行う教育の形態である。

小・中学校は平成 5 年度に、高等学校においては、平成 30 年度に制度化された。

実施形態は、本県の小・中学校では、①児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、②他の学校に通い指導を受ける「他校通級」、③通級による指導の担当教員が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」の 3 種類があり、高等学校では自校通級のみである。なお、小・中学校の実施形態は、市町村によって異なる。

○本県における通級による指導を行う特別の指導の場及び実施形態

校種	実施形態
小・中学校	自校通級、他校通級、巡回指導 ※市町村によって、実施形態は異なる。 ※自校通級、他校通級の場合は、各市町村教育委員会が設置した「通級指導教室」で指導を受けることとなる。
高等学校	自校通級

2 対象となる児童生徒

通級による指導の対象者は、おおむね通常の学級での学習に参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒である。

詳しくは、平成 25 年 10 月 4 日付 25 文科初第 756 号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（資料 1）及び平成 28 年 12 月 9 日付 28 文科初第 1038 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（資料 2）に示されている。

対象とするかどうかの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、個々の児童生徒について、障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や教育学、医学、心理学等の専門家の意見等を総合的に勘案して、個別的に判断・決定する必要がある。

障がいの種類と程度については、次のとおりである。

(1) 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し

言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(3) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(4) 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

(5) 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

(6) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(7) 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(8) 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

〈障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）〉

なお、知的な発達の遅れのある児童生徒については、発達の遅れや特性から、生活に結びつく实际的・具体的な内容を継続して指導することが必要である。したがって、通常の学級で大半の授業を受けながら通級するという教育形態は、必ずしも適切ではない。

原則として、知的障がい特別支援学級において指導することが望ましいと思われる。

3 特別の教育課程の取扱い

学校教育法施行規則の一部改正によって、通級による指導が学校教育の一環として位置付けられている。

具体的には、通級による指導の必要な児童生徒については、特別の教育課程によることができるということである。

また、本県の小・中学校において、他の学校に通ってこの指導を受ける場合は、在学校の校長がその授業を自校の授業とみなすことができる。このような教育課程の取扱いについては、学校教育法施行規則に定められている。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、(中略) 障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、(中略) 特別の教育課程によることができる。

〈学校教育法施行規則第 140 条〉

特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

〈学校教育法施行規則第 141 条〉

4 特別の教育課程の編成に当たって

通級による指導に係る特別の教育課程の編成に当たっては、児童生徒の障がいに応じた特別の指導を、小・中・高等学校の教育課程に加えたり、又はその一部に替えたりすることができる。

教育課程に加える場合は、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる児童生徒に対して通級による指導を実施するというものである。この場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は他の児童生徒に比べて増加することになる。

一方、教育課程の一部に替える場合は、他の児童生徒が教科・科目等の授業を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる児童生徒に対して通級による指導を実施するというものである。対象となる児童生徒は教科・科目等の授業に替えて通級による指導を受けることになり、この場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は増加しない。

なお、高等学校については、必修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要がある。

5 通級による指導の授業時数

通級による指導に係る授業時数は、年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準としているほか、学習障がい者及び注意欠陥多動性障がい者については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準としている。なお、他校通級の場合には、通学のために時間がかかるが、通学時間を通級による指導の時間に含めることはできない。

高等学校においては、通級による指導に係る単位を修得したときは、年間 7 単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。

また、生徒が通級による指導を 2 以上の年次にわたって履修する場合には、年次ごとに履修した単位を修得したことを認定することが原則となる。しかし、例えば、通級による指導を年度途中から履修する場合など、特定の年度における授業時数が、1 単位として計算する標準の単位時間（35 単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導を履修し、2 以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能である。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能である。

（中略）障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間 35 単位時間から 280 単位時間までとすること。

また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月 1 単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までとすること。

〈平成 18 年 3 月 31 日付 学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）〉（資料 3）

高等学校における通級による指導の単位認定の在り方については、生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならないものとする。

生徒が通級による指導を 2 以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1 単位として計算する標準の単位時間（35 単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2 以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とすること。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とすること。

〈平成 28 年 12 月 9 日付 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）〉

6 特別の指導内容

特別の教育課程を編成し、通級による指導を行う場合については、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章（高等学校は、特別支援学校高等部学習指導要領第6章）に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」と規定された。

通級による指導を行う場合には、児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとし、その際、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章（高等学校は、特別支援学校高等部学習指導要領第6章）に示す自立活動の内容を参考とすることを明記したものである。

なお、自立活動の内容は次のとおりである。

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。

- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、児童生徒一人一人に個別に指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

なお、平成 28 年 12 月 9 日付 28 文科初第 1038 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」において、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」とこととされているが、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要であり、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導とならないことに留意が必要である。

〔参考資料〕

資料 1	平成 25 年 10 月 4 日付 25 文科初第 756 号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」 URL： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm	
資料 2	平成 28 年 12 月 9 日付 28 文科初第 1038 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」 URL： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm	
資料 3	平成 18 年 3 月 31 日付 17 文科初第 1177 号「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」 URL： https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06050814/001.pdf	

第2編 小・中学校における通級による指導

第1章 通級による指導決定のプロセス

1 就学先決定の仕組み

就学先の決定においては、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定する。

その際、市町村教育委員会は、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、その事務局として、特に保護者との信頼関係に基づいた十分な説明のもと、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくこととなる。

2 児童生徒の就学相談に係る配慮事項

就学相談は、保護者の悩み、不安、願い、感情等を受容した上で、こどもの興味・関心、学習上または生活上の困難、健康状態等の実態を的確に把握する必要がある。保護者や本人の考えや意見も聴き、その上で、教育的ニーズや必要な支援の内容、種類、程度等について相談し、設置者、学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、合理的配慮について合意形成を図った上で決定することが望ましい。

特に、保護者が必要としているのは、障がいの種類・程度の判断よりも、学習上又は生活上の困難を改善・克服し、こどもの可能性を最大限に伸ばさせることができるかということである。このため、相談に応じる者には、こどもにとって「何がどのように必要であるか」を保護者が理解するための援助をするとの視点をもつことが大切である。その際、設置者や学校は、体制面、財政面も勘案し、合理的配慮として提供する場合には、その内容を個別の教育支援計画に明記し、校内においても情報共有し、確実に引き継ぐことが大切である。また、合理的配慮が提供できない場合は、その理由や代替案を踏まえて保護者や本人に説明し、合意形成を図ることも重要である。

3 通級による指導の開始及び終了

通級による指導の開始やその期間の判断については、市町村教育委員会と学校が連携し、本人及び保護者との合意形成を進めることが大切である。その上で、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、指導を開始する。

また、その児童生徒の障がいの状態等を適切に把握し、その変化等に応じて、柔軟に学びの場の変更を行うことができるように配慮する。その障がいの状態が改善され、通常の学級でほぼ支障なく授業を受けることができるようになった場合には、通級による指導を終了することが考えられる。その場合においても、市町村教育委員会と学校が連携し、本人及び保護者との合意形成の上、終了の手続きを進めることが大切である。

4 指導の開始及び終了の手順

(1) 市町村教育支援委員会等

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要である。

教育支援委員会においては、対象となるこどもの障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況、本人・保護者の意見、専門家からの意見を踏まえ、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、総合的判断に向けて、きめ細かい情報収集と確認の作業が求められる。

また、教育支援委員会においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行ったり、就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行ったりするなど、その機能の拡充を図っていくことが適当である。

なお、就学先や学びの場を決定するのは教育支援委員会等ではなく、あくまでも市区町村教育委員会であることに留意することが必要である。

ア 市町村教育支援委員会等の構成

教育支援委員会等については、医学、心理学、教育学、学校教育、福祉、その他専門的な分野の委員の他、早期からの一貫した支援の重要性から、認定こども園・幼稚園・保育所や、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設、放課後等デイサービス、児童相談所の職員等の参画を得ることも有効と考えられる。

このほか、小規模であったり、関係機関や専門家等の人材が確保しにくかったりする市町村においては、例えば、複数の市町村教育委員会が共同で教育支援委員会等を設置するなど、複数の市町村が連携して体制整備を促進することも考えられる。

イ 具体的な検討とプロセス



(2) 校内委員会

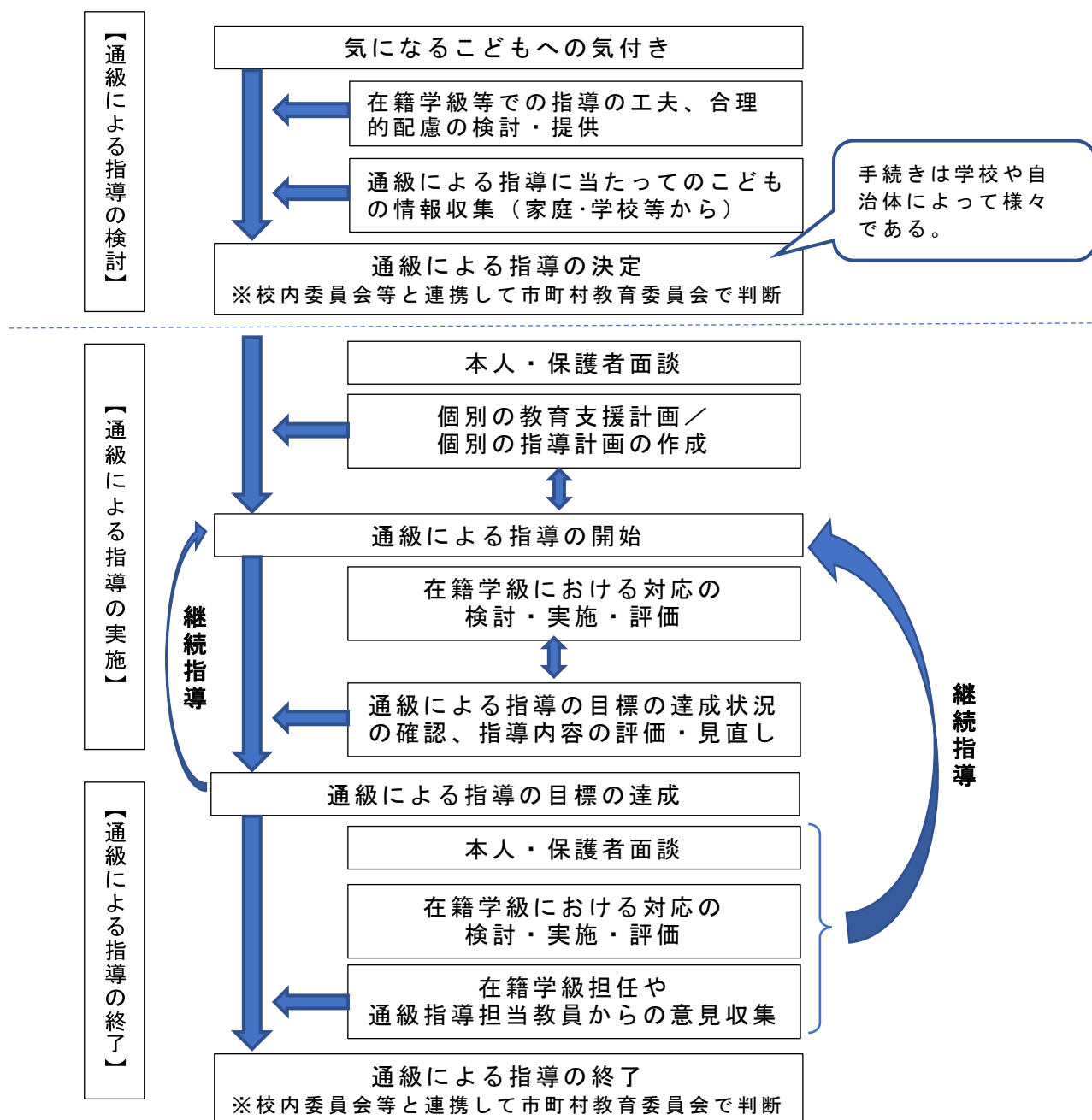
校内委員会は、校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とするこどもの実態把握や支援内容の検討等を行うことを目的としている。どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを前提としつつ、校内委員会において学級担任の気づきを積極的に吸い上げるなど、幅広く学校全体で特別な教育的支援を必要としている児童生徒の把握及び状況の共有を図ることが必要である。

さらには、通常の学級の中でできうる方策を十分に検討した上で、自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導等の必要性を検討していくという段階的な検討のプロセスが大切である。

ア 校内委員会の構成

校内委員会の構成員としては、例えば、管理職、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童等の学級担任、学年主任等が考えられる。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制を作るために必要な者を校長が判断した上で、構成員とすることである。

イ 具体的な検討とプロセス



学びの場の見直しについては、保護者の理解のもとに、必要に応じて外部の専門家による判断等を踏まえて、実態把握と必要な支援内容を明確にし、校内委員会による教員の共通理解を図りながら進めていくことが大切である。

第2章 他校通級実施要綱モデル

以下に示すのは、文部科学省作成の他校通級実施要綱モデルの例である。各市町村教育委員会及び学校においては、他校通級を実施する場合、この実施要綱モデルを参考にして、各市町村教育委員会が実施要綱を定め、通級による指導を実施するようにする。

なお、各条文の後に示す〔様式1〕、〔様式2〕は、通級による指導を実施する際の関係通知書類等の様式例を示している。この様式例については、18 ページより掲載しているので参考にする。

1 同一市町村の場合

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第141条の規程に基づき、小学校又は中学校〔※義務教育学校、高等学校、中等教育学校など該当する学校種を記載〕に在学する児童又は生徒に対して、他の小学校、中学校又は特別支援学校小学部若しくは中学部（以下「小学校等」という。）〔※義務教育学校、高等学校、中等教育学校など該当する学校種を記載〕において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級指導校の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。
〔様式1〕

2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学〔入学〕予定者のうち、就学すべき〔入学予定の〕小学校又は中学校以外の他の小学校等において通級による指導を受けさせることが必要なものを含む。）について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、あらかじめ教育事務所と協議した上で、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）を、当該児童又は生徒が在学する学校（以下「在学学校」という。）の校長に通知するものとする。〔様式2〕

3 前項の通知に当たっては、市町村教育委員会は、必要に応じて当該教育委員会の教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

4 市町村教育委員会は、第2項の通知と同時に、通級指導校の校長に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学学校を通知するものとする。〔様式3〕

(特別の教育課程の編成等)

第3条 在学学校及び通級指導校の校長は前条第2項及び第4項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議を行うものとする。

2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を、在学学校の校長に通知するものとする。〔様式4〕

- 3 在学校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に届け出るものとする。

[様式 5]

(保護者への通知、教育事務所への届出)

第 4 条 市町村教育委員会は、前条第 3 項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するとともに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を教育事務所に届け出るものとする。[様式 6、5]

(個別の指導計画の作成)

第 5 条 在 school 及び通級指導校の校長は、第 3 条第 3 項の特別の教育課程を編成したときは、当該児童又は生徒に係る個別の指導計画の作成について協議を行うものとする。

- 2 通級指導校の校長は、全校の協議が終了したときは当該児童又は生徒に係る個別の指導計画を作成し、在学校の校長に通知するものとする。

(通級による指導の記録の通知)

第 6 条 通級指導校の校長は、第 2 条第 4 項により通知を受けた児童又は生徒に係る通級による指導の記録を作成し、当該児童または生徒の氏名、在 school 名、通級による指導を実施した指導時間及び指導期間、指導内容等を記載し、適正に管理するとともに、在学校の校長に対して、当該記録の写しを通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第 7 条 在学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を報告するものとする。[様式 7、8]

- 2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、在 school 及び通級指導校の校長並びに当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するとともに、教育事務所に報告するものとする。[様式 9、10]

- 3 前項の通知に当たっては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村教育委員会の教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

(雑則)

第 8 条 その他他の小学校等において通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、 年 月 日から施行する。

2 市町村が異なる場合 ※下線部は同一市町村の場合との相違点

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第141条の規程に基づき、小学校又は中学校〔※義務教育学校など該当する学校種を記載〕に在学する児童又は生徒に対して、他の小学校、中学校又は特別支援学校小学部若しくは中学部（以下「小学校等」という。）〔※義務教育学校など該当する学校種を記載〕において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級指導校の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村教育委員会（以下「在学校教育委員会」という。）に対し、その旨を通知するものとする。〔様式1〕

2 在学校教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、就学すべき〔入学予定の〕小学校又は中学校以外の他の小学校等において通級による指導を受けさせることが必要なものを含む。）について、他の市町村等が設置する小学校等において通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、あらかじめ教育事務所及び当該他の市町村教育委員会（以下「通級指導校教育委員会」）と協議した上で、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）を当該児童又は生徒が在学する学校（以下「在学学校」という。）の校長に通知するものとする。〔様式2〕

3 前項の通知に当たっては、在学校教育委員会は、必要に応じて当該教育委員会の教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

4 在学校教育委員会は、第2項の通知と同時に、通級指導校教育委員会に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学学校を通知するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第3条 在学校教育委員会は、前条第2項及び第4項の通知を行ったときは、在学学校の校長の意見を聴いた上で、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について、通級指導校教育委員会と協議を行うものとする。

2 在学校教育委員会は、前項の協議が終了したときは、当該児童または生徒に係る通級指導校における指導内容及び指導時間を、在学学校の校長に通知するものとする。

3 在学学校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、在学校教育委員会に届け出るものとする。

〔様式5〕

(保護者への通知、教育事務所への届出)

第4条 在学校教育委員会は、前条第3項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するとともに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を、教育事務所に届け出るものとする。〔様式6、7〕

(個別の教育指導計画の作成)

第5条 在学校の校長は、第3条第3項の特別の教育課程を編成したときは、当該児童又は生徒に係る個別の指導計画について、通級指導校の校長と協議を行うものとする。

2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童又は生徒に係る個別の指導計画を作成し、在学校の校長に通知するものとする。

(通級による指導の記録の通知)

第6条 通級指導校の校長は、第2条第4項により通知を受けた児童又は生徒に係る通級による指導の記録を作成し、当該児童又は生徒の氏名、在 school 名、通級による指導を実施した指導時間及び指導機関、指導内容等を記載し、適正に管理するとともに、在学校の校長に対して、当該記録の写しを通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第7条 在学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、在学校教育委員会に対し、その旨を報告するものとする。〔様式8〕

2 在学校教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、通級指導校教育委員会、在学校の校長及び当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するとともに、教育事務所に報告するものとする。〔様式9、10〕

3 前項の通知に当たっては、在学校教育委員会は、あらかじめ当該教育委員会の教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

(雑則)

第8条 その他他の小学校等において通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、 年 月 日 から施行する。

この実施要綱モデルを図に示すと、17 ページのようになる。また〔様式1～10〕は、18 ページ以降に示してある各様式例を示している。

3 通級による指導における留意事項

(1) 教育支援

通級による指導の対象となる児童生徒の教育支援に当たっては、市町村教育支援委員会や必要に応じて保護者などの意見を聞き、障がいの状態、特性及び児童生徒の発達段階に応じて適切に行うことが必要である。

次に、通級による指導を受けている場合に、その児童生徒の障がいの状態を適切に把握し、その変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮することが必要である。つまり、仮に言語障がいの場合であれば、その障がいの状態が改善され、通常の学級でほぼ支障なく授業を受けることができるようになった場合に、通級による指導を終了して、通常の学級で全ての授業を受けるようにするということである。

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断に当たっては、特別支援教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育的、心理学的、医学的な観点から総合的かつ慎重に行い、その適正を期することが重要である。その際、通級による指導の特質から、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級に要する時間等を十分考慮する必要がある。

この場合の通常の学級での適応性とは、通常の学級での各教科等の学習が可能であるかどうかであり、通級に要する時間とは、通級指導教室が設置されている学校まで通学するために要する時間のことである。

(2) 授業時数の取扱い

通級による指導を行う場合、障がいに応じた指導を小・中学校の教育課程に加えるか、又は、その一部に替えて行うことになる。この場合、通級による指導を受ける児童生徒の総授業時数については、小・中学校の各学年における総授業時数に準ずるなどして、当該児童生徒の週当たりの授業時数が、障がいの状態を十分考慮して負担過重とならないように配慮することが必要である。

(3) 指導内容等

通級による指導として、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導、すなわち自立活動に相当する指導を行う場合は、その指導の内容等については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領及び特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）を参考として実施することとなる。

(4) 他校通級の取扱い

他の小学校等において通級による指導を受ける場合の手続き、教育課程の協議等については通級による指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者の定めに従い、適切に行うことが必要である。なお、当該設置者の定めについては、文部科学省が示している他校通級実施要綱モデル(11～14 ページ)を参考にして作成することになる。

(5) 他校通級（異なる市町村）に係る設置者間同士の協議

通級による指導を受ける児童生徒が在学する小学校等の設置者は、他の設置者が設置する学校において、通級による指導を行う場合には、当該児童生徒の教育について、あらかじめ通級による指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うことが必要である。同一市町村内に通級による指導を行う学校がない場合には、他の市町村の学校に通うということが考えられる。この場合、学校の設置者が異なることになるため、両方の学校の設置者間の協議を行っていくことが大切である。

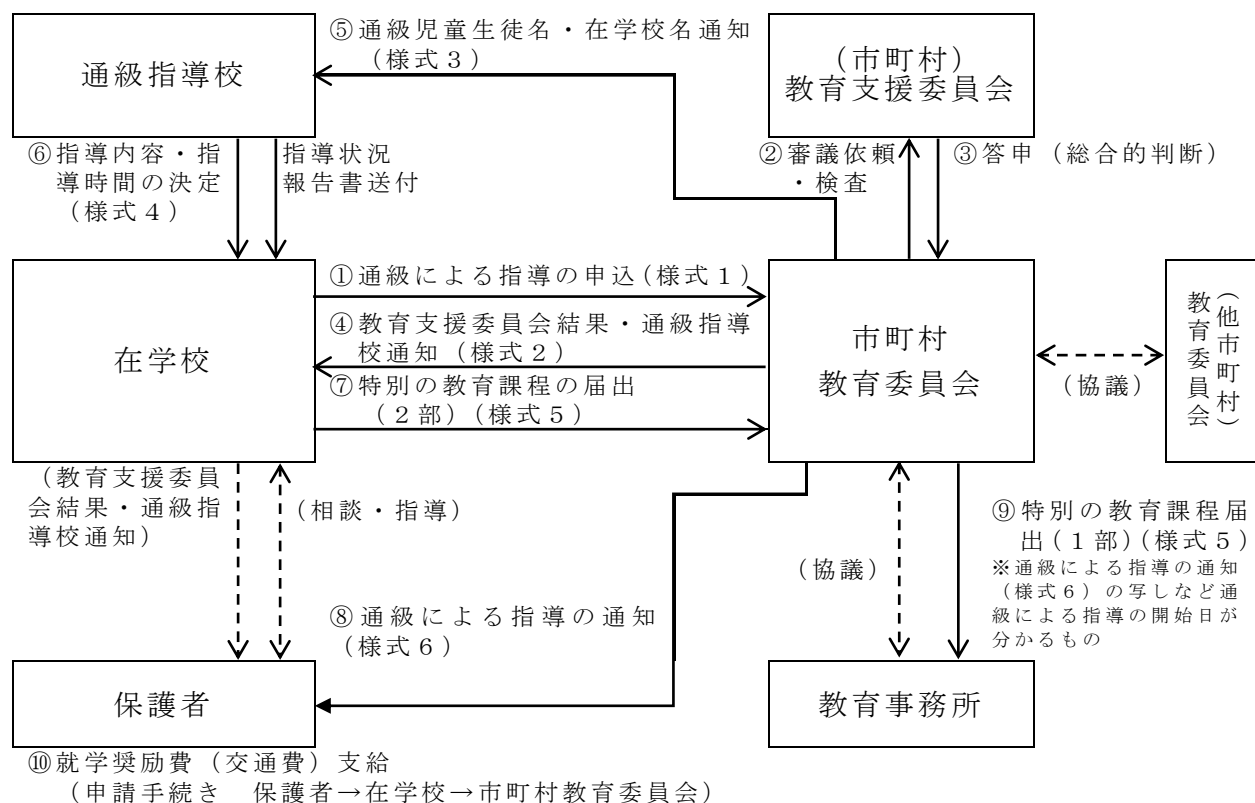
(6) 通級指導担当教員と在籍学級担任との連携協力

通級による指導の実施に当たっては、通級による指導担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮することが重要である。つまり、通級による指導の成果を十分に生かしていくためには、児童生徒が、大半の時間、指導を受けている通常の学級においても、障がいの状態について正しい理解と認識をもちながら、指導上配慮していく必要がある。

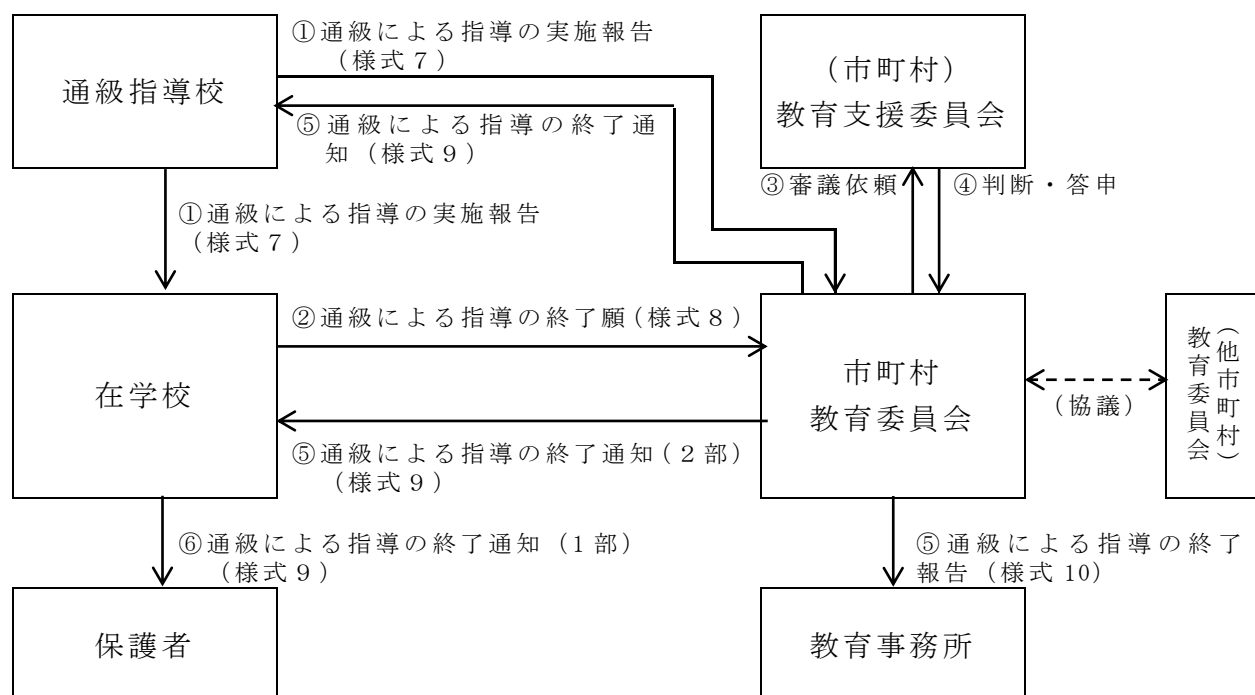
そのためには、通級による指導担当教員が、通常の学級担任に対して、指導経過報告書等を定期的に送付し、情報交換や助言を行ったり、また、関係者の協力を得てケース会議などを開いたりすることが大切になってくる。さらに、他校通級の場合には、通級による指導担当教員が、必要に応じて在籍校を訪問し、情報交換や助言を行うことが大切である。

第3章 通級による指導の手順及び関係書類等

1 通級による指導開始経路図



2 通級による指導終了経路図



3 他校通級に係る書類様式

様式1 通級による指導の申込みについて

- 〃 2 教育支援委員会総合的判断に基づく児童生徒の通級について（在 schools 校長宛）
- 〃 3 教育支援委員会総合的判断に基づく児童生徒の通級について（通級指導校長宛）
- 〃 4 通級による指導に係る指導内容について
- 〃 5 通級による指導に係る特別の教育課程の届出書
- 〃 6 通級による指導の実施について
- 〃 7 通級による指導の実施報告書
- 〃 8 通級による指導の終了願
- 〃 9 通級による指導の終了通知
- 〃 10 通級による指導の終了について

(様式1)

年 月 日

〇〇〇教育委員会教育長 殿

学校名

校長名 (在学校長名)

通級による指導の申込みについて

下記の児童生徒について、 _____での通級による指導
を希望しますので、申し込みます。

記

ふりがな			
児童生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日	学 年	学年
ふりがな		電 話 番 号	
保護者氏名			
住 所			
児童生徒の実態			

〇〇〇立〇〇学校

校長（在学校長名） 殿

〇〇〇教育委員会

教育長

教育支援委員会総合的判断に基づく児童生徒の通級について

教育支援委員会から提出された総合所見により、下記児童生徒について〇〇〇〇教室での通級による指導が必要と判断したので通知いたします。

つきましては、下記により通級について御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 《児童生徒氏名》 _____ 《学 年》第 _____ 学年
《通級指導校》 _____ 立 _____ 学校

2 特別の教育課程の編成について

- (1) 当該児童生徒に対する指導内容、指導時間等について通級指導校と協議し協議結果の通知を受けた上で、特別の教育課程を編成し、教育長に通知してください。
- (2) 総合的判断の結果を送付いたしますので、参考にしてください。なお、通級指導校にもその旨連絡してあります。

3 保護者への連絡について

- (1) 通級指導校名、実施日時等、必要な事項について、保護者に連絡してくださるようお願いいたします。

4 通級指導の終了について

- (1) 当該児童生徒に対する通級による指導を受けさせる必要がなくなったと判断するときは、教育長にその旨通知してください。
- (2) 前項の判断に当たっては、通級指導校の校長の意見を聴取するようお願いいたします。

〇〇〇立〇〇学校

校長 (通級指導校長名) 殿

〇〇〇教育委員会

教育長

教育支援委員会総合的判断に基づく児童生徒の通級について

教育支援委員会から提出された総合所見により、下記児童生徒について貴校〇〇教室での通級による指導が必要と判断したので通知いたします。

つきましては、下記により通級について御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 《児童生徒氏名》 _____ 《学 年》第__学年
《在学校名》 _____立_____学校
- 2 総合審議結果通知書を送付いたしますので、参考にしてください。尚、当該児童生徒の在学校にも連絡してあります。
- 3 当該児童生徒に対する指導内容、指導時間等について在学校と協議し、協議の結果は、在学校の校長に通知してください。

(様式4)

年 月 日

〇〇〇立〇〇学校

校長 (在学校長名) 殿

学校名

校長名 (通級指導校長名)

通級による指導に係る指導内容について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

ふりがな			
児童生徒氏名			
生年月日	年 月 日生	学 年	学年
児童生徒の 実態			
指導時間	週当たり ____回 ____単位時間		
主 た る 指 導	(内容、指導曜日、指導時間等)		

(様式5)

文書番号第〇〇号

年 月 日

〇〇〇教育委員会教育長 殿

学校名

校長 (在学校長名)

令和 年度通級による指導に係る特別の教育課程の届出書

通級による指導に係る特別の教育課程を下記のとおり編成したので、届け出ます。

記

ふりがな										学年		第 学年			
児童生徒氏名										生年月日		年 月 日			
通級指導校		通級指導教室													
児童生徒の実態															
指導時間		週 回、〇〇単位時間													
指導内容	在 学 校 分		各教科								特別の 教科 道徳	外国 語活 動	特別 活動	総合的 な学習 の時間	計
		教科等													
		週時数													
	通級 指導校分	教科等	自立活動										計		
		週時数													
		主たる指導内容等													

[注]・「主たる指導内容等」は、当該通級指導校と協議し、記載すること。また、年度途中の提出に当たっては、指導曜日及び時間、指導者名を記載すること。

(保護者名) 殿

〇〇〇教育委員会
教育長

通級による指導の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

児童（生徒）氏名	〇〇〇〇 第〇学年
在学学校名	〇〇立〇〇小・中学校
通級指導実施校名	〇〇立〇〇〇学校・〇〇〇通級指導教室
通級による指導の 開始日	〇〇年〇月〇日
通級による指導の 実施曜日及び時間	

(様式 7)

年 月 日

〇〇〇教育委員会教育長 殿
(〇〇〇立〇〇学校
校長 (在籍校長名) 殿)

〇〇〇立〇〇学校
校長 (通級指導校長名)

令和 年度通級による指導の実施報告書

このことについて、下記のとおり通級児童(生徒)(氏名)の通級による指導を実施したので報告します。

記

開始月日			終了月日	
指導者				
指導予定 時数		指導実時数	※予定通り実施できなかった場合の理由 ()	
実態				
指導方針				
指導内容・結果				

(様式 8)

年 月 日

〇〇〇教育委員会教育長 殿

学校名

校長 (在学校長名)

通級による指導の終了願

下記の児童生徒について、通級による指導が必要なくなったので、通級指導校における指導の終了を承認願います。

記

ふりがな			
児童生徒氏名			
生年月日	年 月 日	学 年	学年
通級指導校			
理 由			

(様式9)

年 月 日

〇〇〇立〇〇学校

校長 (通級指導校長名) 殿

(〇〇〇立〇〇学校
校長 (在学校長名) 殿)

〇〇〇教育委員会
教育長

通級による指導の終了通知

下記の児童生徒について、通級による指導が必要なくなったと判断したので
通知いたします。

記

ふりがな			
児童生徒氏名			
生年月日	年 月 日	学 年	学年
修了年月日	年 月 日		

〇〇教育事務所長 殿

〇〇〇教育委員会
教育長

通級による指導の終了について

下記の児童生徒について、通級による指導が終了したので報告します。

記

ふりがな			
児童生徒氏名			
生年月日	年 月 日	学 年	学年
終了年月日	年 月 日		
通級指導校			

4 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障がいのある児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

(1) 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携して、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。具体的には、障がいのある児童生徒が生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関などと連携し、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

(2) 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障がいのある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教員間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要である。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編 第3章第4節2（1）④
中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編 第3章第4節2（1）④
高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説総則編 第6章第2節1（3）より

〔参考資料〕

資料 4	青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画と個別の指導計画の様式例） URL： https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/201903_aomori_kyouikushienfile.pdf	
資料 5	文部科学省 個別の教育支援計画の参考様式について URL： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm	

5 通級による指導の記録

通級による指導の記録については、平成 25 年 10 月 4 日付 25 文科初第 756 号及び平成 28 年 12 月 9 日付 28 文科初第 1038 号のなかで「留意事項」の一つとして、その作成、適正な管理が求められている。

これは、通級による指導を行う上で、指導の記録を作成しておくことにより、今後の教育に役立てようとするものである。特に、他校で通級による指導が行われる場合には、その通級指導教室のある学校での適正な指導、管理が重要になる。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う場合、その児童生徒を自校の児童生徒と同じように責任をもって指導しなければならない。「責任をもって指導する」というのは、通級による指導を実施するに当たって、何らかの事故が生じた場合には、原則として、在学校ではなく、通級による指導を行う学校の責任となるということを含んでいる。そのためにも、適切に記録に残しておくことが大切である。また、自校での通級による指導を行う場合でも、担当の教員が、その記録を作成し、適正に管理することが求められている。

これらのことから、通級による指導の記録(31 ページの様式例を参照)は、法令的には公簿として位置付けられたものではないが、指導要録などの公簿に準ずるものとして取り扱うべきである。

通級による指導の記録には、以下のような項目を記載すべきである。

- | |
|---|
| (1) 当該の児童生徒の氏名
(2) 在学する学校名
(3) 週当たりの通級による指導の時間
(4) 指導の期間 等 |
|---|

また、これと同時に、通級指導教室の設置校は当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知しておかなければならない。その際、必ず市町村教育委員会を経由して通級による指導を受けている学校に送付するようにする。市町村教育委員会は、その写しを保管する。

なお、指導状況報告書は、主として通級指導教室担当教員と通常の学級担任との定期的な情報交換や通常の学級での学習に対する助言等を行うなど、両者の連携協力を図るために活用される。これに対して、通級による指導の記録は、準公簿として扱われ、当該児童生徒が在籍している通常の学級担任は、この通級による指導の記録に基づいて指導要録を記入することになる。

(通級による指導の記録の様式例)

通級による指導の記録

〇〇立〇〇学校〇〇通級指導教室

ふりがな				
児童生徒氏名				
生年月日		在学校名		
保護者氏名				
住所				
障がい名及び障がいの程度				
指導開始	年 月 日	指導終了	年 月 日	
備考				

年度	学 年	校長氏名	担当者氏名	指導時間		指導期間
				週指導 時 数	年間指導 時 数	
年度	1	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	週 時間	時間	年月日～年月日
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					

年度	学年	指導経過
〇年度	1	
〇年度	2	
〇年度	3	
〇年度	4	
〇年度	5	
〇年度	6	

6 指導要録の記入の仕方

(1) 記載者

指導要録の記入については、在籍している学級担任が、通級指導教室設置校が作成する通級による指導の実施報告書（様式7）等に基づいて記入する。

(2) 記載する個所

指導要録の様式2（指導に関する記録）の「指導上参考となる事項」の欄に記入する。

(3) 記載する内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 通級による指導を受ける学校名② 週当たりの通級による指導の授業時数③ 指導の期間④ 通級による指導の内容⑤ 通級による指導の成果 |
|--|

(4) 記載例

〇年〇月〇日より〇年〇月〇日まで、〇〇市立〇〇小学校〇〇〇通級指導教室に週〇時間通級する。 （通級による指導の内容、成果については必要に応じて記載する。）

7 その他

(1) 他校への通級の途上における児童生徒の事故について

他校において受ける通級による指導は、当該児童生徒が在籍する学校の正規の教育課程に位置付けられるので、そのための通学は、在学校の管理下にあることを示している。したがって、当該児童生徒が通常の経路及び方法による他校への通級途上での事故については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けることができる。

このため、在 schools 長と通級指導校長が交互に連絡を取り合い、在 schools 長が日本スポーツ振興センターに対する請求等を行うことになる。

(2) 他校通級に要する児童生徒の交通費について

他校において受ける通級による指導のために要する児童生徒の交通費については、就学奨励費の補助対象として支給されるので、在学校の市町村教育委員会に相談することになる。

なお、児童生徒の付添者は、交通費の支給の対象にならない。

第3編 県立高等学校における通級による指導

1 県立高等学校における通級による指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号（以下「省令」という。））第140条の規定に基づき、青森県立高等学校（以下「高等学校」という。）において通級による指導を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 通級による指導とは、高等学校に在籍する障がいのある生徒で、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした指導が必要な者に対して、高等学校における特別な指導の場で行う特別の教育課程による指導をいう。

(実施形態)

第3条 通級による指導は、通級生徒が在籍する高等学校において指導を受ける自校通級によるものとする。

(対象となる障がい種別及び生徒)

第4条 第2条の障がいとは、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等をいう。この場合において、障がいに係る具体的な判断は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）に定めるところによる。
2 通級による指導の対象となる生徒（以下「通級生徒」という。）は、次条で定める高等学校の校長が、校内委員会等における検討を経て、決定する。

(通級指導教室の設置)

第5条 通級による指導を行う場（以下「通級指導教室」という。）を設置する高等学校（以下「実施校」という。）は、県教育委員会が定める。

(教育課程)

第6条 通級による指導は、省令第140条に規定する特別の教育課程によるものとする。
2 実施校の校長は、通級による指導を通級生徒の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。
3 実施校の校長は、通級による指導に係る教育課程を編成し、県教育委員会に届け出るものとする。

(指導の方法等)

第7条 実施校の校長は、通級指導教室の運営方針を作成し、全教職員の協力のもとに通級指導教室を適切に運営する。
2 通級による指導の開始、終了及び中止については、実施校の校長が判断する。
3 実施校の校長は、通級による指導を実施する際は、個別の教育支援計画及び個別の指

導計画を作成し、効果的な指導を行う。

(指導内容)

第8条 通級による指導においては、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善又は克服することを目的とする指導（特別支援学校の自立活動に相当する指導）を行うものとし、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。

(単位認定)

第9条 通級による指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位数のうちに含めることができる。

2 通級生徒に係る週当たりの授業時数は、当該生徒の障がいの状態等を十分に考慮して負担過重にならないように配慮する。

(担当教員の指導時間)

第10条 実施校の校長は、通級による指導を担当する教員の指導時間を適切に定める。

(指導要録)

第11条 実施校の校長は、通級生徒に係る指導要録に、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容、修得した単位数等を記載するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、通級による指導の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 県立高等学校における通級による指導実施要領

第1 趣旨

この要領は、県立高等学校における通級による指導実施要綱（以下「要綱」という。）第12条に基づき、通級による指導の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象となる生徒について（要綱 第4条関係）

1 通級による指導は通常の学級での学習に参加でき、一部を障がいの状態に応じた特別な指導を行う必要があり、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等がある生徒を対象とする。

2 知的障がいと他の障がい種別を併せ有する生徒については、改善又は克服を必要とする学習上又は生活上の主な困難が前項本文の規定による障がいによるものである場合には、通級による指導の対象とするが、知的障がいのみがある生徒は対象としない。

3 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないように留意し、担任や特別支援教育コーディネーター等による実態把握等をもとに、生徒・保護者との合意形成を図りつつ、総合的な見地から判断するものとする。

第3 教育課程（要綱 第6条関係）

1 通級による指導は、教育課程（選択教科・科目）の一部に替えて実施できる。ただし、次の教科・科目等に替えて実施することはできない。

①各学科に共通する必履修教科・科目、特別活動、総合的な探究の時間及び総合的な学習の時間

②総合学科における「産業社会と人間」

2 通級による指導を教育課程の一部に替えて実施する場合は、あくまで授業時間として代替するということであり、通級による指導を受けたことにより、替える対象となる選択教科・科目を受けたとみなすことはできない。

3 通級による指導は、教育課程の枠外の時間（始業前、放課後、長期休業期間中等）に、通常の教育課程に加えて実施できる。

4 通級による指導に係る教育課程は、前年度の11月末までに、県教育委員会に提出するものとする。

第4 指導の方法等について（要綱 第7条関係）

1 通級指導教室の運営について

（1）実施校の校長は、運営に当たり、校内の特別支援教育体制を活用しながら、通級指導教室の運営方針を作成するものとする。

（2）通級指導教室の運営方針は、前年度の11月末までに「通級による指導の方針」（別紙1）、「自立活動の内容」（別紙2）、「自立活動の指導内容」（別紙3）により県教育委員会に提出するものとする。

（3）県教育委員会は、実施校に対し、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

2 指導の開始、終了及び中止について

通級による指導の開始、終了及び中止については、実施校において、校内委員会等における検討を経て、校長が判断するものとする。当該事項に係る文書については、実施校の校長が管

理するものとする。

3 効果的な指導について

- (1) 通級生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、通級生徒及び保護者の教育的ニーズを十分に把握し生徒の実態、学科や課程を踏まえた上で、長期目標や短期目標を設定しながら、効果的な指導に努めるものとする。
- (2) 通級による指導を効果的に実施するためには、他の全ての授業においても、障がいの状態等に応じた指導方法の工夫・改善が求められることから、校内の全ての教員が通級による指導の意義を理解し、わかりやすく学びやすいユニバーサルデザインの授業づくり等について研修を深めるものとする。
- (3) 通級による指導に当たっては、教育課程の編成や学校全体の協力体制の構築、通級生徒及び保護者との合意形成等を確実に行った上で、より効果的に実施できるよう配慮するものとする。

第5 指導内容（要綱 第8条関係）

- 1 特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱うことができるが、あくまで障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導の一環として各教科の内容を扱うもの（各教科の内容を取り入れた自立活動の指導）であり、単なる各教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意するものとする。
- 2 通級による指導の内容は、「通級による指導の内容例」（別紙4）を参考にしながら、通級生徒の実態や教育的ニーズに合わせて適切に定めるものとする。

第6 単位認定（要綱 第9条関係）

- 1 実施校の校長は、個別の指導計画に従って通級生徒が履修し、その成果が個別に設定した目標からみて満足できると認める場合は、通級による指導について履修した単位の修得を認定するものとする。
- 2 通級による指導は、2以上の年次にわたる授業時数を合算して、単位の認定を行うことができる。また、単位の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

第7 担当教員の指導時間（要綱 第10条関係）

通級による指導を担当する教員（以下「担当教員」という。）の指導時間については、他の教職員との連携や保護者との教育相談に係る時間等を考慮し、実施校の校長が適切に定めるものとする。

第8 指導要録（要綱 第11条関係）

- 1 指導要録の記載に関しては、「高等学校生徒指導要録の様式の改訂について」（令和4年2月28日付け青教育第1826号）の様式1（学籍に関する記録）の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の「総合的な探究の時間」の欄の下に、自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、同通知の様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容、評価等を記載するものとする。
- 2 指導要録への記載に当たっては、担当教員と通常の学級の担任、特別支援教育コーディネーター、校長等の関係者が定期的に情報を交換した上で、記載内容を検討するものとする。また、通級による指導の時間のみならず、他の授業の時間での当該生徒の状況の変化も踏まて、

その成果を把握し、記載するものとする。

第9 その他

1 担当教員の配置について

(1) 県教育委員会は、高等学校教諭免許状を有し、特別支援教育に関する知識等を有する教員を担当教員として配置する。

(2) 実施校の校長は、担当教員が、通常の学級の担任や教科担当教員との連携、通級生徒や保護者との教育相談、校内の特別支援教育の推進等を効果的に実施できるよう、校内組織等での十分な配慮を行う。

(3) 実施校の校長は、担当教員が専門性を高めるための研修会等に参加できるよう配慮する。

2 実施状況について

通級による指導の実施状況については、別に定める手続きにより県教育委員会に報告する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

青森県立 高等学校

(2)

月	活動内容	月	活動内容
4		1 0	
5		1 1	
6		1 2	
7		1	
8		2	
9		3	

7 使用教材

自立活動6区分27項目の区分に基づき記載すること。

-38-

通級による指導の内容例

障がいの種類	自立活動の区分	指導内容	具体的な指導内容等
自閉症	心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 コミュニケーション	・情緒の安定 ・他者の意図や感情の理解 ・自己理解と行動の調整 ・コミュニケーションの基礎的能力 ・状況に応じたコミュニケーション	・相手に伝えたい事柄について、話す項目を確認しながら、順番に話せる。 ・日常の会話の様子を動画で撮影して自分の行動を振り返り、相手への話し方や表情など接し方を意識する。 ・気持ちが不安定になったときは、その場を一時的に離れるなど、気持ちを落ち着ける方法を身につける。
高機能自閉症	心理的な安定 人間関係の形成 身体の動き コミュニケーション	・情緒の安定 ・状況の理解と変化への対応 ・他者の意図や感情の理解 ・日常生活に必要な基本動作 ・言語の受容と表出 ・状況に応じたコミュニケーション	・少人数のグループで話し合ったり協力したりしながら課題に取り組み、人と関わる自信と意欲を持てるようになる。 ・年齢に見合った身だしなみを整えることができるようになる。 ・製作(裁縫など)に取り組み、手先の巧緻性を高める。 ・気持ちや状況を整理しながら言語化し、他者に相談できるようになる。
学習障がい	健康の保持 心理的な安定 環境の把握 コミュニケーション	・障がいの特性理解と生活環境の調整 ・障がいによる学習上・生活上の困難の改善・克服する意欲 ・感覚や認知の特性への対応 ・感覚の補助と代行手段の活用 ・言語の表出と受容 ・コミュニケーション手段の選択と活用 ・状況に応じたコミュニケーション	・ICT機器等を利用して読み書きの困難を乗り越える方法を身につけ、必要に応じて他者に説明したり、助けを求めたりできるようになる。 ・適切な方法により、自分の困難は乗り越えられることを理解する。

注意欠陥多動性障がい	心理的な安定 人間関係の形成 コミュニケーション	- 障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服する意欲 - 他者の意図や感情の理解 - 自己理解と行動の調整 - 状況に応じたコミュニケーション	- ルールを継続して守り、自己の感情や欲求をコントロールする方法を身につける。 - ビデオや絵を見たり、ロールプレイ等をしたりしながら登場人物の行動や考え方を推し量ることができる。 - ビデオ撮影等で自分の言動を客観的に振り返り、その理由とともに話し合うことで、適切な行動を理解する。 - 気持ちを安定させるために、身体を自分で適切にコントロールできるようになる。
病弱	健康の保持 心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 コミュニケーション	- 障がいの特性理解と生活環境の調整 - 健康状態の維持・改善 - 情緒の安定 - 障がいによる学習上・生活上の困難の改善・克服する意欲 - 自己理解と行動の調整 - 集団への参加の基礎 - 感覚や認知の特性理解と対応 - 状況に応じたコミュニケーション	- 心身の状態の変化を客観的に把握させ、必要に応じて周囲に助けを求めることができるようになる。 - 状態の変化に応じて主体的に適切な行動を取れるようになる。 - 障がいの特性を理解し、自分に適した学び方を身につける。 - ソーシャルスキルトレーニングやロールプレイを通して、会話の内容や状況に応じたコミュニケーション能力を身につける。 - 適切に対応する実体験を重ねることにより、達成感・成就感を感じ、人と関わる意欲を持てるようになる。

チームで支える特別支援教育校内支援充実事業
通級による指導の手引～実施手続等編～作成委員

所 属	職 名	氏 名
弘前市立松原小学校	校長	土 岐 賢 悟
青森市教育委員会	主査兼指導主事	土 崎 純 子
つがる市教育委員会	指導主事	小 西 永 久
平川市教育委員会	指導主事	岩 澤 正 和
野辺地町教育委員会	指導室長	向中野 純 子
むつ市教育委員会	指導主事	市 岡 紀 恵
三戸地方教育研究所	指導主事	坂 田 尚 子
東青教育事務所	指導主事	白 取 大 地
西北教育事務所	指導主事	原 倫 子
中南教育事務所	指導主事	外 崎 正 義
上北教育事務所	教育課長	天 間 朋 昭
上北教育事務所	指導主事	高 屋 智 寛
下北教育事務所	指導主事	竹 林 千亜紀
三八教育事務所	指導主事	橘 宏 卓
県総合学校教育センター	指導主事	加賀谷 紀

県教育庁においては、次の者が編集に当たった。

下 山 敦 史	県教育庁学校教育課長
中 村 尚 吾	県教育庁学校教育課課長代理
相 馬 力	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室長
相 坂 潤	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室主任指導主事
熊 谷 洋 治	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
島 津 裕 子	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
田 村 恵	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
渋谷 悟	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
五十嵐 優美子	県教育庁学校教育課小中学校指導グループ指導主事
伊 藤 格	県教育庁学校教育課高等学校指導グループ指導主事